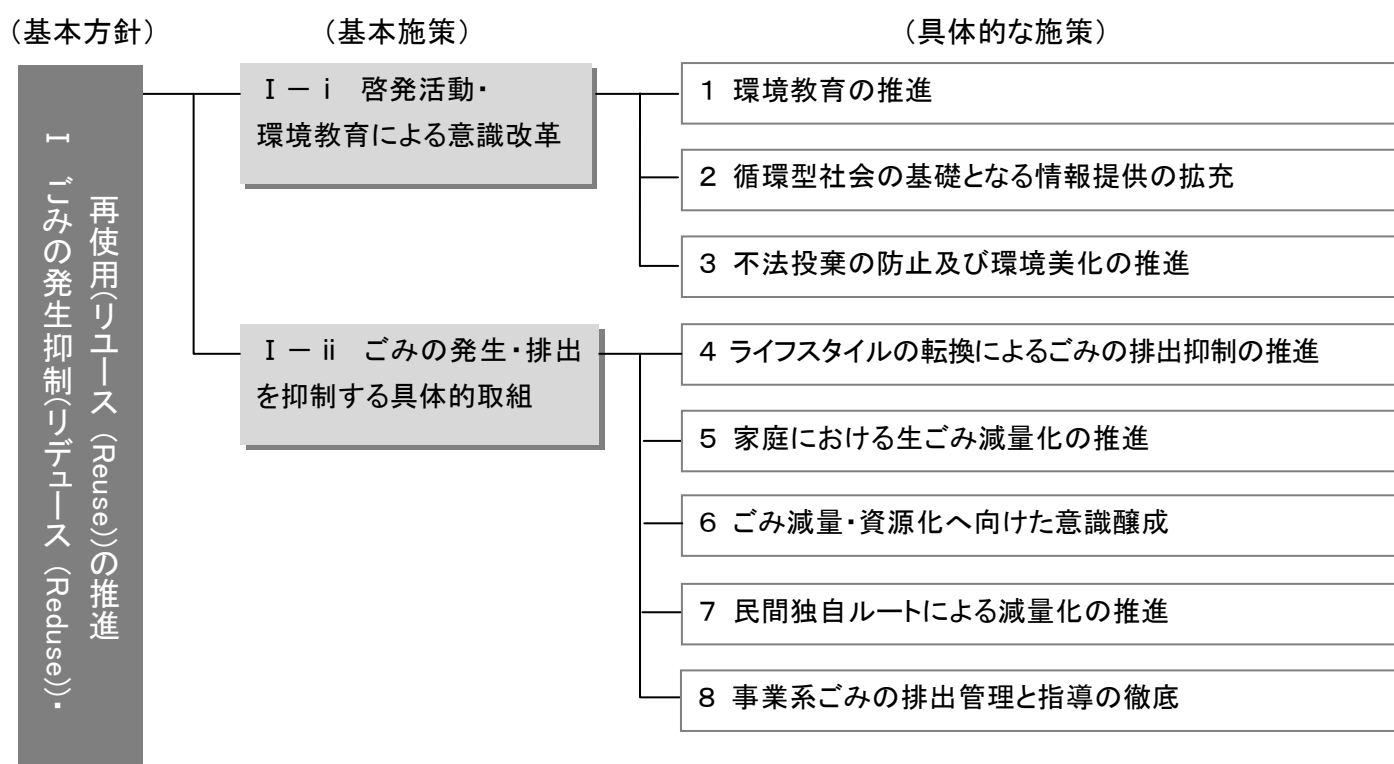


(参考)

基本方針に基づく施策の体系

基本方針1 「ごみの発生抑制（リデュース (Reduce)）・再使用（リユース (Reuse)）の推進」に基づく施策



1 環境教育の推進

ごみの発生抑制や資源の有効活用を推進するためには、排出者となる市民・事業者が普段の生活から、3Rを意識したライフスタイルの転換が大切となります。ごみ減量、リサイクル推進の意識の定着のためには、幼児から大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベントなどを活用し、市民及び事業者のごみの減量、再使用及びリサイクル意識の高揚を図ります。

また、清掃工場や民間のリサイクル工場等の見学会を行うなど、処理施設を活用した学習会や市民が利用できる場の提供を行い、発生抑制、再利用などごみ減量に係る環境学習・交流の機会の創出を図ります。

さらに、教育機関や地区団体等と連携し、市が地区や学校等へ出向き、ごみ減量、資源化に関する情報提供を行うとともに、ごみの排出抑制の重要性についての意識高揚に努めていきます。

【主な取組】

- ・(仮称)リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進
- ・ごみ処理施設の見学及び情報提供
- ・環境イベントの開催(環境フェスタ、親と子のごみ減量教室等)
- ・出前講座の開催

2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充

循環型社会を構築するためには、ごみを出す市民一人ひとりや事業者の理解と協力、さらには自主的行動が必要となることから、市は、市民・事業者にわかりやすい情報提供を行うため、広報・啓発を推進していきます。

また、近年は情報の伝達媒体が普及しているため、幅広い世代の市民に情報が伝達されるよう、インターネットやスマートフォンなどの情報提供媒体の拡大を図るなど、市民のニーズに即した情報媒体を利用していきます。

【主な取組】

- ・新たなごみ関連刊行物の発行及び充実
- ・適正処理困難物の処理方法等の周知
- ・エコ・ショップ認定事業所の拡充
- ・ホームページ、スマートフォンを活用した情報提供の充実
- ・ごみ減量に関する情報の発信及び周知

3 不法投棄の防止及び環境美化の推進

良好な地域環境を保全するためには、不法投棄や広場、道路等のごみの散乱のないまちづくりが必要です。

このため、市においては、不法投棄されない環境づくりのための啓発や不法投棄防止監視員と連携してパトロールを実施・強化するとともに、不法投棄防止監視カメラを増設するなど、不法投棄や不適正排出への対策を強化していきます。

また、ごみの散乱を防止するため、関係諸団体と連携し、キャンペーンなどの啓発等を今後も継続して実施していきます。

【主な取組】

- ごみの不法投棄防止への意識啓発
- ごみの不法投棄防止監視活動の推進
- 環境美化キャンペーン活動の実施

I-i 啓発活動・環境教育による意識改革	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
1 環境教育の推進		
1-1 (仮称)リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進	----->	—————>
1-2 ごみ処理施設の見学及び情報提供	—————>	—————>
1-3 環境イベントの開催(環境フェスタ, 親子のごみ減量教室等)	—————>	—————>
1-4 出前講座の開催	—————>	—————>
2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充		
2-1 新たなごみ関連刊行物の発行及び充実	----->	—————>
2-2 適正処理困難物の処理方法等の周知	—————>	—————>
2-3 エコ・ショップ認定事業所の拡充	—————>	—————>
2-4 ホームページ, スマートフォンを活用した情報提供の充実	—————>	—————>
2-5 ごみ減量に関する情報の発信及び周知	—————>	—————>
3 不法投棄の防止及び環境美化の推進		
3-1 ごみの不法投棄防止への意識啓発	—————>	—————>
3-2 ごみの不法投棄防止監視活動の推進	—————>	—————>
3-3 環境美化キャンペーン活動の実施	—————>	—————>

I - ii ごみの発生・排出を抑制する具体的取組

4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進

ごみの発生・排出を抑制するため、使い捨て社会から無駄遣いをしないリユース環境への転換を推進し、ごみの排出抑制を目指します。

例えば、不用家具等のあつ旋や再生家具の紹介など、再使用品の情報提供などを行うとともに、リユース品を扱うリサイクルショップやフリーマーケット等の関連情報を提供するなど、リユース機会の拡大を推進します。

また、県の推進するレジ袋削減事業及び協定締結事業者と連携し、家庭ごみの発生抑制につなげていくとともに、再生紙の購入や再生繊維による衣料の購入など、再資源化された品物を優先的に購入するなど、環境に配慮した消費行動を市民に促していきます。

【主な取組】

- ・リユース機会の拡大
- ・マイバッグ持参の推進
- ・リサイクル品の優先購入

5 家庭における生ごみ減量化の推進

燃えるごみ中の生ごみは、多量の水分を含んでいるため、排出量に占める割合は高くなっています。そのため、生ごみの水切りや、分別による堆肥化等への有効活用を徹底することにより、ごみの排出量は抑制することができます。

これまで、市民団体の協力を得て生ごみ講習会等を実施してきましたが、更なる生ごみの減量を推進するため、生ごみの減量化に関する情報提供に努めるとともに、地域団体や市民団体等の協力を得た講習会等の開催等、取組の強化を図ります。

また、市では生ごみ処理機器の購入費助成制度を設けています。

生ごみ処理機器の使用は、家庭から排出される生ごみの排出を抑制し、堆肥化の推進や減量化のための有効な手段であることから、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入費補助制度の周知を強化していきます。

【主な取組】

- ・講座・刊行物等による生ごみ抑制対策の推進
- ・生ごみ処理機器購入費補助制度の推進

6 ごみ減量・資源化へ向けた意識醸成

水戸市では、平成 18 年度からより一層の家庭系ごみの発生・排出を抑制するため、家庭系ごみの有料制を導入しました。平成 24 年度現在では、燃えるごみ、燃えないごみについて指定袋及びごみ処理券方式とし、ごみの減量化及び資源化の効果検証を継続するとともに、適正なごみ処理の運営確保のための方法等について検討をしていきます。

また、ごみの減量・資源化へ向けた取組は、地域及び事業所ごとに差が見られます。現在、ごみの減量・資源化に取り組んでいる市民団体については、環境フェスタ開催時に集団資源物回収優良団体として表彰を行っていますが、事業者や団体等においても、積極的にごみの減量・資源化への取組を行っていることから、表彰制度の拡充を推進していきます。

【主な取組】

- ・家庭ごみの有料制導入による効果の検証
- ・ごみ減量表彰制度の推進

7 民間独自ルートによる減量化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・再資源化を推進するため、排出事業者に対して、分別の徹底等の啓発・指導などを行うとともに、一般廃棄物処理業許可者等と連携した民間独自ルートでの資源化を推進します。

また、事務所から排出されるオフィス古紙のうち、従来、紙くずとして処理されてきたシュレッダーくずなどを再利用できるよう、情報把握・提供に努めるとともに、資源化ルートの確立に向けた検討を進めていきます。

【主な取組】

- ・適正な分別及び資源化の啓発，推進
- ・オフィス古紙の資源化及び資源化ルートの確立

8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法等が異なることから、事業系ごみ量の実態把握等を行うため、一般廃棄物収集運搬業許可業者等と連携して調査を継続するとともに、多量排出事業者へのごみ排出量の把握及び減量指導を強化していきます。

また、小規模事業者のごみについては、自己処理責務の適正排出の周知を行うなど、家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化を進めます。

なお、事業系ごみの分別及び適正排出を推進するため、事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成を検討するとともに、事業所向けごみ減量セミナー、実施事例情報提供などを進めてまいります。

【主な取組】

- 事業系ごみ排出実態の継続的把握
- 多量排出事業者に対する減量指導の強化
- 事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の検討
- 家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化
- 許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成
- 事業所向けごみ減量セミナー、実施事例情報提供などの充実
- 小規模事業者排出ごみの適正排出の周知，推進
- 適正なごみ処理運営及び新たな処理方法の検討

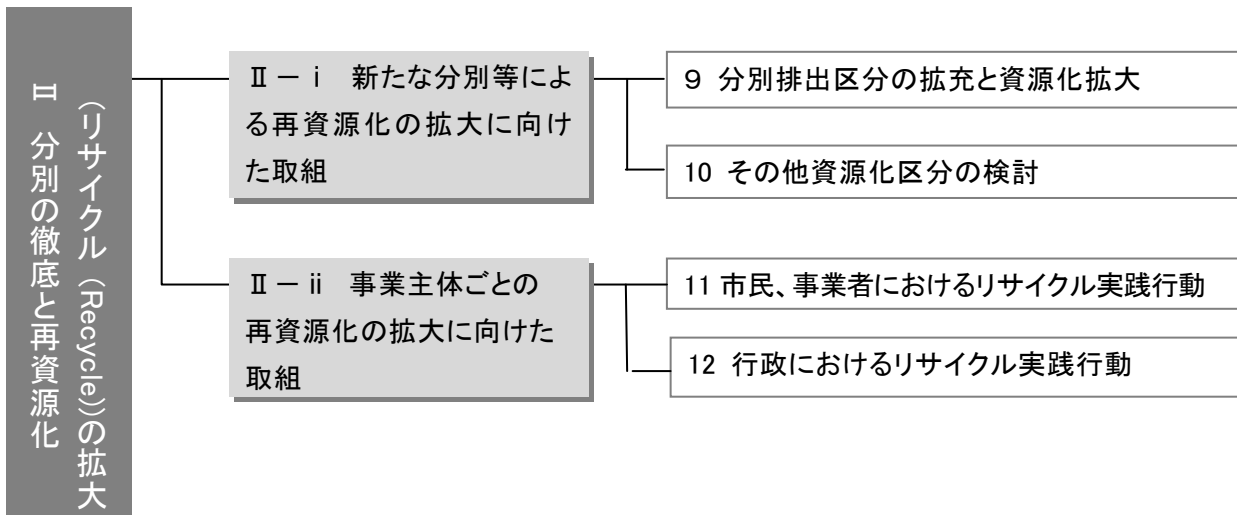
I - ii ごみの発生・排出を抑制する具体的取組	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進		
4-1 リユース機会の拡大	—————→ (検討) (計画) (実施)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
4-2 マイバッグ持参の推進	—————→ (継続実施) (強化)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
4-3 リサイクル品の優先購入	—————→ (検討) (計画) (実施)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
5 家庭における生ごみ減量化の推進		
5-1 講座・刊行物等による生ごみ抑制対策の推進	—————→ (検討) (計画) (実施)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
5-2 生ごみ処理機器購入費補助制度の推進	—————→ (継続実施)	—————→ (継続実施) (点検)
6 ごみ減量・資源化へ向けた意識醸成		
6-1 家庭ごみの有料制導入による効果の検証	—————→ (点検) (検討)	—————→ (継続実施) (点検)
6-2 ごみ減量表彰制度の推進	—————→ (継続実施) (拡充)	—————→ (継続実施) (点検)
7 民間独自ルートによる減量化の推進		
7-1 適正な分別及び資源化の啓発, 推進	—————→ (計画) (実施)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
7-2 オフィス古紙の収集及び資源化ルートの確立	-----→ (検討) (計画)	—————→ (実施) (点検)
8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底		
8-1 事業系ごみ排出実態の継続的把握	—————→ (計画) (実施)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
8-2 多量排出事業者に対する減量指導の強化	—————→ (計画) (実施) (徹底)	—————→ (実施) (徹底) (点検) (強化)
8-3 事業系ごみガイドライン・マニュアルの作成の検討	-----→ (検討) (計画)	—————→ (計画) (実施) (点検)
8-4 家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化	—————→ (計画) (実施) (徹底)	—————→ (継続実施) (徹底) (点検) (強化)
8-5 許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成	-----→ (検討) (計画)	—————→ (計画) (実施)
8-6 事業所向けごみ減量セミナー, 実施事例情報提供などの充実	-----→ (検討) (計画)	—————→ (実施) (点検) (強化)
8-7 小規模事業者排出ごみの適正排出の周知, 推進	—————→ (継続実施) (強化)	—————→ (継続実施) (点検) (強化)
8-8 適正なごみ処理運営及び新たな処理方法の検討	—————→ (検討) (現制度点検)	—————→ (点検) (計画)

基本方針 2 「分別の徹底と再資源化（リサイクル（Recycle））の拡大」に基づく施策

（基本方針）

（基本施策）

（具体的な施策）



9 分別排出区分の拡充と資源化拡大

循環型社会の実現に向けた容器包装リサイクル法への対応としては、これまで分別回収・資源化が未実施であったその他プラスチック製容器包装をについて、(仮称)リサイクルセンターの整備に合わせ、平成31年度から集積所での分別収集を開始します。

また、これまで、ペットボトルについては、拠点回収及び集団資源物回収で回収を行ってきましたが、市民の利便性及びさらなるリサイクルの向上を目指し、平成31年度からペットボトルの集積所での分別収集を開始します。

さらに、ごみ処理量の削減とさらなる資源化及び適正排出を目指ため、使用済小型家電や有害ごみ(スプレー缶、蛍光灯、乾電池など)についても分別区分等の見直しを適宜行うとともに、市民の利便性と高齢化社会等に対応した収集体制を構築するため、申込制による家具などの粗大ごみの戸別収集を開始します。

【主な取組】

- プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- ペットボトルの分別収集の実施
- 使用済小型家電の回収等の実施
- 有害ごみの分別収集の実施
- 申し込み制による粗大ごみの戸別収集

10 その他資源化区分の検討

事業系生ごみについては、食品リサイクル法の施行に伴い、事業者自ら資源化するなどの対応が見られますが、ごみ減量を推進するため、実態調査等を行い、事業者への情報提供及び資源化の推進を進めていきます。

また、水戸市では、新聞紙、ダンボール、紙パック、その他の紙類（雑誌・書籍・広告紙・ボール紙・紙袋・ノート・パンフレットなど）の分別収集を行なっていますが、紙製容器包装であるスナック菓子箱などの小さな紙類や包装紙などは燃えるごみとして出されおり、その実態を把握するため、実態調査を行うとともに、資源化のための収集方法等の検討を進めます。

さらに、新たにごみ処理施設の整備に合わせ、焼却灰等の有効利用について進めてまいります。

【主な取組】

- ・事業系生ごみの資源化に関する調査・推進
- ・紙製容器包装の資源化に関する調査・検討
- ・ごみ焼却灰等再生利用の推進

Ⅱ-i 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
9 分別排出区分の拡充と資源化拡大		
9-1 プラスチック製容器包装の分別収集の実施	-----> (計画) (実施準備)	—————> (実施) (点検) (強化)
9-2 ペットボトルの分別収集の実施	-----> (計画) (実施準備)	—————> (実施) (点検) (強化)
9-3 使用済小型家電の回収等の実施	-----> (計画) (実施) (点検)	—————> (継続実施) (点検) (強化)
9-4 有害ごみの分別収集の実施	-----> (計画) (実施準備)	—————> (実施) (点検) (強化)
9-5 申し込み制による粗大ごみの戸別収集	-----> (計画) (実施準備)	—————> (実施) (点検) (強化)
10 その他資源化区分の検討		
10-1 事業系生ごみの資源化に関する調査・推進	-----> (検討) (計画)	—————> (実施) (点検) (強化)
10-2 紙製容器包装の資源化に関する調査・検討	-----> (検討) (計画)	—————> (計画) (実施) (点検)
10-3 ごみ焼却灰等再生利用の推進	-----> (計画) (実施準備)	—————> (実施準備) (実施) (点検)

11 市民、事業者におけるリサイクル実践行動

地球環境への負荷の低減を図り資源を有効活用するためには、市民一人ひとりがごみの分別・資源化を意識し、資源循環システムを活用し、市民・事業者等が参加し3Rの推進に取り組むことが重要となります。市は、市民・事業者による一層のリサイクル実践行動を促すため、ホームページやSNSを活用するなど情報提供に努めるとともに、多くの市民・事業者等に関心を持ってもらい、3Rを推進していきます。

また、資源物回収量の多くを占めている集団資源物回収については、協力団体の意向を踏まえた回収品目の指定や協力団体組織の見直し等を行い回収量の増を目指します。

さらに、事業者が自主的に取り組む店頭回収等については、事業者と連携を図り、取組事業者の拡充等を推進します。

【主な取組】

- ・フリーマーケット・リサイクルショップ等関連情報提供システムへの参加
- ・集団資源物回収への取組の推進
- ・店頭及び拠点回収等の回収先の拡充、再構築

12 行政におけるリサイクル実践行動

水戸市は、市民及び事業者が自主的に取り組む再使用や資源物回収等の関連情報の提供に取り組めます。

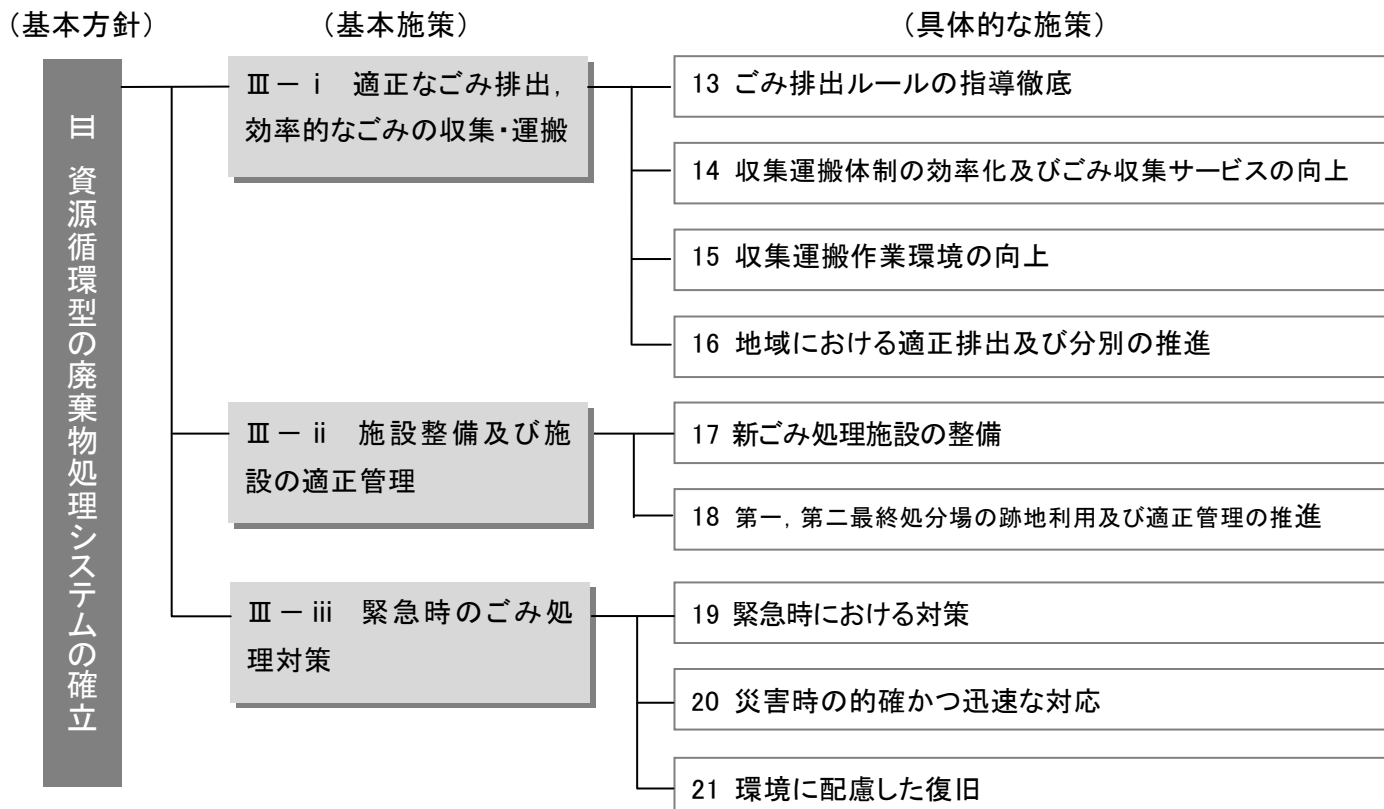
また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設における資源物回収を率先して実施するなど、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組むとともに、学校給食等の生ごみや公園等の剪定枝のリサイクルを推進していきます。

【主な取組】

- ・フリーマーケット・リサイクルショップ等関連情報提供システムの構築
- ・集団資源物回収の取組の啓発及び促進
- ・学校給食等に対する生ごみのリサイクルの実施
- ・公園等のせん定枝の活用推進
- ・職員の減量意識の徹底

Ⅱ-ⅱ 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
11 市民，事業者におけるリサイクル実践行動		
11-1 フリーマーケット・リサイクルショップ等関連情報提供システムへの参加	→ (継続実施)	→ (継続実施) (点検) (強化)
11-2 集団資源物回収への取組の推進	→ (継続実施) (推進強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
11-3 店頭及び拠点回収等の回収先の拡充，再構築	→ (継続実施) (再構築) (拡充強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
12 行政におけるリサイクル実践行動		
12-1 フリーマーケット・リサイクルショップ等関連情報提供システムの構築	→ (継続実施)	→ (継続実施) (点検) (強化)
12-2 集団資源物回収の取組の啓発及び促進	→ (継続実施) (啓発強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
12-3 学校給食等に対する生ごみのリサイクルの実施	→ (継続実施) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
12-4 公園等のせん定枝の活用推進	→ (継続実施)	→ (継続実施) (点検) (強化)
12-5 職員の減量意識の徹底	→ (継続実施) (徹底) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)

基本方針3 「資源循環型の廃棄物処理システムの確立」 に基づく施策



13 ごみ排出ルール の指導徹底

ごみ集積所の清潔保持と管理強化を図るため、地域団体等の協力を得ながら、ごみ排出ルール の遵守・指導を行うとともに、自治会未加入者、外国人居住者に対してごみの分別と出し方についての周知・徹底を推進していきます。

また、事業系ごみについては、定期的な搬入物の展開検査を実施するなど、清掃工場へ搬入されるごみの適正搬入の把握、指導の強化を行なっていきます。

【主な取組】

- ・ごみ排出ルール の遵守・指導
- ・自治会未加入者・外国人居住者に対するごみの分別と出し方の周知徹底の継続
- ・ごみ搬入調査等の実施

14 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上

収集品目の拡充やごみ収集量の地域分布、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていきます。

また、高齢化社会に対応した収集サービスについて、市内の福祉部門、地域の市民ボランティア団体等と連携した取組を進めていきます。

また、水戸地区・常澄地区では、これまで粗大ごみの収集を行なっていませんでしたが、市民の利便性の向上、リユース効果の促進のため、申し込み制による戸別収集を行っていきます。

【主な取組】

- ・リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立
- ・ごみの排出等に係るボランティアとの連携
- ・申し込み制による粗大ごみの戸別収集

15 収集運搬作業環境の向上

収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保するため、職員研修等を継続実施・強化するとともに、スプレー缶等有害ごみの分別収集を行っています。

また、ごみ収集による環境への負荷低減のため、低公害車等の導入を継続して検討していきます。

【主な取組】

- ・労働安全研修会の実施と職員の意識向上
- ・環境負荷の少ない収集車の導入
- ・有害ごみの分別収集の実施（再掲）

16 地域における適正排出及び分別の推進

町内会や自治会においてごみの分け方・出し方などの勉強会等の開催、分け方・出し方の指導など、自治会・町内会など地域との連携を図り、市民参加による地域の廃棄物管理を進めていきます。

【主な取組】

- ・地域と連携した取組の強化

Ⅲ- i 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
13 ごみ排出ルールの指導徹底		
13-1 ごみ排出ルールの遵守・指導	→ (継続実施) (徹底) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
13-2 自治会未加入者・外国人居住者に対するごみの分別と出し方の周知徹底の継続	→ (継続実施) (徹底) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
13-3 ごみ搬入調査等の実施	- - - - - (検討) (計画)	→ (実施) (点検)
14 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上		
14-1 リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立	→ (継続実施) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
14-2 ごみの排出等に係るボランティアとの連携	→ (継続実施) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
14-3 申し込み制による粗大ごみの戸別収集	- - - - - (計画) (実施準備)	→ (実施準備) (実施) (点検)
15 収集運搬作業環境の向上		
15-1 労働安全研修会の実施と職員の意識向上	→ (継続実施) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)
15-2 環境負荷の少ない収集車の導入	→ (継続実施) (拡充検討)	→ (継続実施) (拡充)
15-3 有害ごみの分別収集の実施(再掲)	- - - - - (計画) (実施準備)	→ (実施) (点検) (強化)
16 地域における適正排出及び分別の推進		
16-1 地域と連携した取組の強化	→ (継続実施) (強化)	→ (継続実施) (点検) (強化)

17 新ごみ処理施設の整備

昭和 59 年度稼働の小吹清掃工場は、平成 8 年度に設備等の補修と公害対策の強化を目的とした基幹的施設整備工事（3 か年）を経て、適正管理のもとに運転していますが、稼働後約 28 年が経過し施設の老朽化が進み、安定的・効率的な処理が難しい状況となっています。また、常澄地区、内原地区については、現在、それぞれ「大洗、鉾田、水戸環境組合」、「笠間・水戸環境組合」の焼却施設にて処理を行っており、市内での自区内処理が求められています。

このような状況を踏まえ、環境への負荷を最小限に抑える最新技術を導入した新たな清掃工場を、平成 31 年度の稼働を目指し施設整備に向けた事業を進めます。清掃工場の整備にあたっては、積極的に資源の有効利用を図り、環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じ、ごみを安定的・効率的に処理できる施設とします。また、災害廃棄物の処理拠点として、災害廃棄物の処理を考慮した施設を目指して、整備事業を進めていきます。さらに、新清掃工場は、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用方法について検討を進めます。

昭和 50 年度稼働の粗大ごみ処理施設（処理センター）は、破碎処理を主体とし平成 24 年度まで稼働していましたが、施設老朽化のため現在使用を止め、処理を民間業者に委託している状況にあります。また、平成 6 年度稼働の不燃物再資源化施設は、びん・缶の選別処理を主体とした機能を保有していますが、拠点回収したペットボトルについては、圧縮・梱包・保管施設がないことから、民間事業者でその処理を行っています。

このような状況を踏まえ、燃えないごみの破碎処理施設と、「びん・缶」、「ペットボトル」及び「その他のプラスチック製容器包装」の再資源化を進めるための選別・圧縮・梱包・保管施設を備えた、（仮称）リサイクルセンターとして整備します。また、施設整備にあたっては、不用品の補修、再生品の展示・保管・再使用等や、ごみ減量・再使用等に係る環境学習・交流の拠点となる啓発機能を併せ持つ施設として検討していきます。

平成 6 年 4 月から埋立てを行なっている第二最終処分場は、ごみの資源化・減量化施策の効果も考慮しても 28 年度を目途に埋立完了を迎えることが予想されます。このような状況を踏まえ、新たな最終処分場の整備を進めており、平成 28 年度からの供用開始を予定しています。

【主な取組】

- ・ 高効率発電施設として機能する焼却施設の整備
- ・ 小吹清掃工場の維持管理の徹底及び有効利用の検討
- ・ 環境学習の場及びリユース推進の場としても機能する（仮称）リサイクルセンターの整備
- ・ 新最終処分場の整備

18 第一，第二最終処分場の跡地利用及び適正管理の推進

現在埋立てを行なっている第二最終処分場は，周辺環境等についても定期的に水質検査等を行い，結果を公表するなど，引き続き環境基準を遵守した適正な維持管理を行っていきます。また，限られた処分空間の有効活用と延命化を図るために，埋立物の減量化と搬入物管理を徹底していきます。

平成7年2月に埋立てを完了した第一最終処分場跡地は，現在は地区公園として市民に開放しており，今後とも公園としての跡地利用が継続できるよう，周辺の環境保全と適正管理を徹底していきます。

さらに，平成28年度には第二最終処分場も埋立てが完了する見込みであるため，今後の跡地利用についても，周辺環境との調和，周辺住民の要望など地域的な要素を取り入れた施設として，検討を進めていきます。

【主な取組】

- ・ 第一最終処分場跡地の適正管理の継続・徹底
- ・ 第二最終処分場跡地の有効利用の検討

Ⅲ-ii 施設整備及び施設の適正管理	(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
17 新ごみ処理施設の整備		
17-1 高効率発電施設として機能する焼却施設の整備	-----> (設計) (整備)	—————> (稼動予定)
17-2 小吹清掃工場の維持管理の徹底及び有効利用の検討	—————> (継続実施) (跡地利用検討)	—————> (跡地利用計画)
17-3 環境学習の場及びリユース推進の場としても機能する(仮称)リサイクルセンターの整備	-----> (設計) (整備)	—————> (稼動予定)
17-4 新最終処分場の整備	-----> (設計) (整備) (稼動予定)	—————> (稼動予定)
18 第一，第二最終処分場の跡地利用及び適正管理の推進		
18-1 第一最終処分場跡地の適正管理の継続・徹底	—————> (継続実施)	—————> (継続実施) (点検)
18-2 第二最終処分場跡地の有効利用の検討	-----> (検討) (計画)	—————> (跡地利用検討) (実施)

19 緊急時における対策

地域防災計画に位置付けられる災害発生時のごみ処理計画について、検討、計画を行ない、緊急時における災害廃棄物の処理について、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画の策定を進めます。

また、他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進するとともに、廃棄物処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などの一般廃棄物に係る緊急時の対策と整備を行っていきます。

【主な取組】

- ・地域防災計画に位置付けられるごみ処理計画の策定
- ・廃棄物処理施設の防災体制の整備

20 災害時の的確かつ迅速な対応

災害発生時の廃棄物処理の指針となる、「水戸市地域防災計画（風水害対策計画編(平成 22 年 3 月改定)、地震災害対策計画編・津波災害対策計画編(平成 25 年 5 月改定)」に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていきます。

【主な取組】

- ・周辺自治体との連携強化
- ・地震等災害時の相互応援・支援体制

21 環境に配慮した復旧

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等を環境に配慮しつつ効率的に行っていきます。

【主な取組】

- ・環境に配慮した災害廃棄物の処理

Ⅲ-iii 緊急時のごみ処理対策		(前期) H26～H30	(後期) H31～H35
19 緊急時における対策			
19-1	地域防災計画に位置付けられるごみ処理計画の策定	(検討) (地域防災計画に基づく策定)	(計画進行管理)
19-2	廃棄物処理施設の防災体制の整備	(計画) (機能保全) (整備)	(機能保全) (点検)
20 災害時の的確かつ迅速な対応			
20-1	周辺自治体との連携強化	(継続実施) (拡充)	(継続実施) (点検) (強化)
20-2	地震等災害時の相互応援・支援体制	(継続実施) (拡充)	(継続実施) (点検) (強化)
21 環境に配慮した復旧			
21-1	環境に配慮した災害廃棄物の処理	(処理体制確保)	(処理体制確保)